


# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

:平成30年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を超過ごとに+66単位(198単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者住宅介護従事者研修修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で障害者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
	(2) 20分以上30分未満 (248単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (394単位)											
	(4) 1時間以上 (575単位に30分を増すごとに+83単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (181単位)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (I) +20/100 特定事業所加算 (II) +10/100 特定事業所加算 (III) +10/100 特定事業所加算 (IV) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者住宅介護従事者研修修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で障害者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位	
	(2) 45分以上 (223単位)											
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 98単位)												
二 初回加算 (1月につき +200単位)												
ホ 生活機能向上連携加算												
(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)												
(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)												
ヘ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計										
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×137/1000)												
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×100/1000)												
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×55/1000)												
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)												
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)												

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、着脱又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)		×95/100	×70/100	×90/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算							
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)							
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)							
ハ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×58/1000)							
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×42/1000)							
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23/1000)							
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)							
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)							

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
基本部分	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特設で訪問士(Ⅰ)	特設で訪問士(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が指示する訪問看護指示の文書の加算看護時間(訪問日の数)につき算定(1日につき)					
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合(算定可能)(311単位)	×90/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」×90/100 「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は(Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が指示する訪問看護指示の文書の加算看護時間(訪問日の数)につき算定(1日につき)					
	(2) 30分未満 (467単位)																		
	(3) 30分以上1時間未満 (816単位)																		
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,118単位)																		
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (296単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																		
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合(算定可能)(263単位)	×90/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」×90/100 「事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合」×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき +500単位 又は(Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が指示する訪問看護指示の文書の加算看護時間(訪問日の数)につき算定(1日につき)					
	(2) 30分未満 (396単位)																		
	(3) 30分以上1時間未満 (569単位)																		
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)																		
ハ 定期巡回・随時対応訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問がある場合 ×98/100				+800単位				1月につき訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位						-97単位				
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)																			
ホ 遠隔時共同指導加算 (1回につき +600単位)																			
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																			
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +600単位)																		
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)																		
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算)																		
	ロを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)																		

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合								
	介護老人保健施設の場合	1回につき 290単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +290単位	1月につき +280単位
	介護医療院の場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100					1月につき +320単位	1月につき +320単位 (3月は1回を限度)

ロ 社会参加支援加算 (1日につき17単位を加算)
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき+6単位)

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (493単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)			
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病状字総合管理料 又は特定施設入居者等 病状総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (284単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (280単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (483単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (558単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (418単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)	+100単位	+15/100	+10/100
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (378単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			+5/100
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (483単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に 対して行う場合 (325単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (285単位)				
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)				注 看護師が行う場合 ×90/100

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。







基本部分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

※「生活行為向上支援センター」の設置状況については、「生活行為向上支援センター」の設置状況の欄に記載していただく。また、生活行為向上支援センターの設置状況については、「生活行為向上支援センター」の設置状況の欄に記載していただく。また、生活行為向上支援センターの設置状況については、「生活行為向上支援センター」の設置状況の欄に記載していただく。





9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日に2名)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【標準型】	要介護1 ( 750 単位)	要介護2 ( 750 単位)	要介護3 ( 950 単位)	要介護4 ( 950 単位)	要介護5 ( 950 単位)						1日に1名 +34単位			
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 750 単位)	要介護2 ( 650 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 920 単位)	要介護5 ( 1,030 単位)							1日に1名 +45単位		
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要介護1 ( 870 単位)	要介護2 ( 870 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 920 単位)	要介護5 ( 1,030 単位)							1日に1名 +34単位		
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 ( 870 単位)	要介護2 ( 840 単位)	要介護3 ( 1,030 単位)	要介護4 ( 1,030 単位)	要介護5 ( 1,120 単位)							1日に1名 +45単位		
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健>	要介護1 ( 770 単位)	要介護2 ( 850 単位)	要介護3 ( 970 単位)	要介護4 ( 1,040 単位)	要介護5 ( 1,120 単位)									
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要介護1 ( 855 単位)	要介護2 ( 937 単位)	要介護3 ( 1,051 単位)	要介護4 ( 1,120 単位)	要介護5 ( 1,200 単位)									
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健>	要介護1 ( 770 単位)	要介護2 ( 853 単位)	要介護3 ( 946 単位)	要介護4 ( 1,021 単位)	要介護5 ( 1,095 単位)									
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要介護1 ( 855 単位)	要介護2 ( 931 単位)	要介護3 ( 1,024 単位)	要介護4 ( 1,098 単位)	要介護5 ( 1,173 単位)									
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護型老健>	要介護1 ( 770 単位)	要介護2 ( 853 単位)	要介護3 ( 946 単位)	要介護4 ( 1,021 単位)	要介護5 ( 1,095 単位)									
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要介護1 ( 855 単位)	要介護2 ( 931 単位)	要介護3 ( 1,024 単位)	要介護4 ( 1,098 単位)	要介護5 ( 1,173 単位)									
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護型老健>	要介護1 ( 750 単位)	要介護2 ( 750 単位)	要介護3 ( 940 単位)	要介護4 ( 940 単位)	要介護5 ( 944 単位)									
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要介護1 ( 811 単位)	要介護2 ( 828 単位)	要介護3 ( 917 単位)	要介護4 ( 929 単位)	要介護5 ( 1,016 単位)									
	(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日に2名)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【標準型】	要介護1 ( 870 単位)	要介護2 ( 870 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 1,020 単位)	要介護5 ( 1,040 単位)							1日に1名 +34単位	
			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 ( 870 単位)	要介護2 ( 950 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 1,020 単位)	要介護5 ( 1,120 単位)							1日に1名 +45単位	
			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 ( 870 単位)	要介護2 ( 870 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 920 単位)	要介護5 ( 1,040 単位)							1日に1名 +34単位	
			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要介護1 ( 870 単位)	要介護2 ( 950 単位)	要介護3 ( 1,030 単位)	要介護4 ( 1,020 単位)	要介護5 ( 1,120 単位)							1日に1名 +45単位	
(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健>	要介護1 ( 840 単位)	要介護2 ( 1,021 単位)	要介護3 ( 1,134 単位)	要介護4 ( 1,210 単位)	要介護5 ( 1,284 単位)									
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 ( 940 単位)	要介護2 ( 1,021 単位)	要介護3 ( 1,134 単位)	要介護4 ( 1,210 単位)	要介護5 ( 1,284 単位)									
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護型老健>	要介護1 ( 840 単位)	要介護2 ( 1,015 単位)	要介護3 ( 1,128 単位)	要介護4 ( 1,193 単位)	要介護5 ( 1,257 単位)									
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 ( 940 単位)	要介護2 ( 1,015 単位)	要介護3 ( 1,128 単位)	要介護4 ( 1,193 単位)	要介護5 ( 1,257 単位)									
(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護型老健>	要介護1 ( 840 単位)	要介護2 ( 1,015 単位)	要介護3 ( 1,128 単位)	要介護4 ( 1,193 単位)	要介護5 ( 1,257 単位)									
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	要介護1 ( 940 単位)	要介護2 ( 1,015 単位)	要介護3 ( 1,128 単位)	要介護4 ( 1,193 単位)	要介護5 ( 1,257 単位)									
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護型老健>	要介護1 ( 810 単位)	要介護2 ( 851 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 920 単位)	要介護5 ( 970 単位)									
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 810 単位)	要介護2 ( 851 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 920 単位)	要介護5 ( 970 単位)									
(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)		a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 1,025 単位)	要介護2 ( 1,025 単位)	要介護3 ( 1,025 単位)	要介護4 ( 1,025 単位)	要介護5 ( 1,025 単位)									
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 810 単位)	要介護2 ( 851 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 920 単位)	要介護5 ( 970 単位)									
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 1,025 単位)	要介護2 ( 1,025 単位)	要介護3 ( 1,025 単位)	要介護4 ( 1,025 単位)	要介護5 ( 1,025 単位)									
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 810 単位)	要介護2 ( 851 単位)	要介護3 ( 920 単位)	要介護4 ( 920 単位)	要介護5 ( 970 単位)									
(3) 特設介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 654 単位)														
	(二) 4時間以上6時間未満	( 905 単位)														
	(三) 6時間以上8時間未満	( 1,257 単位)														

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算

(4) 療養加算 (1日に2名 8単位を加算(1日に3名6単位))

(5) 認知症ケア加算

(6) 緊急時施設療養費

(7) サービス提供体制強化加算

(8) 介護職員処遇改善加算

注 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日に2名 27単位を加算)

注 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日に2名 57単位を加算)

注 認知症ケア加算(Ⅰ) (1日に2名 3単位を加算)

注 認知症ケア加算(Ⅱ) (1日に2名 4単位を加算)

注 緊急時施設療養費(Ⅰ) (1月に103日を算定し、1日に1名511単位を算定)

注 緊急時施設療養費(Ⅱ) (1月に103日を算定し、1日に1名511単位を算定)

注 特定加算

注 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日に1名 18単位を加算)

注 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日に1名 12単位を加算)

注 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日に1名 6単位を加算)

注 サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日に1名 6単位を加算)

注 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月に2名 +所定単位×39/100)

注 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月に2名 +所定単位×29/100)

注 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月に2名 +所定単位×16/100)

注 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月に2名 +所定単位×9/100)

注 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月に2名 +所定単位×9/100)

注 所定単位は、(1)から(7)までに算定した単位数の合計

注 特別療養費が緊急時施設療養費、「サービス提供体制強化加算」及び介護職員処遇改善加算は、支給後療養費の対象外の算定項目



ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
<p>利用者数及び入院患者数の合計数が入院患者の定員を超える場合</p>			常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	規定を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	<p>看護&lt;6:1&gt; 介護&lt;6:1&gt;</p> <p>a. 診療所短期入所療養介護費(i) &lt;従来型個室&gt;</p> <p>b. 診療所短期入所療養介護費(ii) &lt;療養機能強化型A&gt; &lt;従来型個室&gt;</p> <p>c. 診療所短期入所療養介護費(iii) &lt;療養機能強化型B&gt; &lt;従来型個室&gt;</p> <p>d. 診療所短期入所療養介護費(iv) &lt;多床室&gt;</p> <p>e. 診療所短期入所療養介護費(v) &lt;療養機能強化型A&gt; &lt;多床室&gt;</p> <p>f. 診療所短期入所療養介護費(vi) &lt;療養機能強化型B&gt; &lt;多床室&gt;</p>	<p>要介護1 (673単位)</p> <p>要介護2 (722単位)</p> <p>要介護3 (770単位)</p> <p>要介護4 (818単位)</p> <p>要介護5 (867単位)</p> <p>要介護1 (700単位)</p> <p>要介護2 (752単位)</p> <p>要介護3 (802単位)</p> <p>要介護4 (852単位)</p> <p>要介護5 (903単位)</p> <p>要介護1 (691単位)</p> <p>要介護2 (741単位)</p> <p>要介護3 (791単位)</p> <p>要介護4 (840単位)</p> <p>要介護5 (890単位)</p> <p>要介護1 (777単位)</p> <p>要介護2 (825単位)</p> <p>要介護3 (875単位)</p> <p>要介護4 (922単位)</p> <p>要介護5 (971単位)</p> <p>要介護1 (809単位)</p> <p>要介護2 (860単位)</p> <p>要介護3 (911単位)</p> <p>要介護4 (961単位)</p> <p>要介護5 (1,012単位)</p> <p>要介護1 (798単位)</p> <p>要介護2 (848単位)</p> <p>要介護3 (898単位)</p> <p>要介護4 (947単位)</p> <p>要介護5 (998単位)</p>	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
	<p>(二) 診療所短期入所療養介護費(II)</p> <p>看護・介護 &lt;3:1&gt;</p> <p>a. 診療所短期入所療養介護費(i) &lt;従来型個室&gt;</p> <p>b. 診療所短期入所療養介護費(ii) &lt;多床室&gt;</p>	<p>要介護1 (596単位)</p> <p>要介護2 (640単位)</p> <p>要介護3 (683単位)</p> <p>要介護4 (728単位)</p> <p>要介護5 (771単位)</p> <p>要介護1 (702単位)</p> <p>要介護2 (745単位)</p> <p>要介護3 (789単位)</p> <p>要介護4 (832単位)</p> <p>要介護5 (876単位)</p>							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	<p>要介護1 (798単位)</p> <p>要介護2 (847単位)</p> <p>要介護3 (895単位)</p> <p>要介護4 (943単位)</p> <p>要介護5 (992単位)</p>	×97/100						
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	<p>要介護1 (825単位)</p> <p>要介護2 (877単位)</p> <p>要介護3 (927単位)</p> <p>要介護4 (977単位)</p> <p>要介護5 (1,028単位)</p>							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	<p>要介護1 (816単位)</p> <p>要介護2 (866単位)</p> <p>要介護3 (916単位)</p> <p>要介護4 (965単位)</p> <p>要介護5 (1,015単位)</p>							
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) <ユニット型個室の多床室>	<p>要介護1 (798単位)</p> <p>要介護2 (847単位)</p> <p>要介護3 (895単位)</p> <p>要介護4 (943単位)</p> <p>要介護5 (992単位)</p>							
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	<p>要介護1 (825単位)</p> <p>要介護2 (877単位)</p> <p>要介護3 (927単位)</p> <p>要介護4 (977単位)</p> <p>要介護5 (1,028単位)</p>							
	(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	<p>要介護1 (816単位)</p> <p>要介護2 (866単位)</p> <p>要介護3 (916単位)</p> <p>要介護4 (965単位)</p> <p>要介護5 (1,015単位)</p>							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	<p>(一) 3時間以上4時間未満 (654単位)</p> <p>(二) 4時間以上6時間未満 (905単位)</p> <p>(三) 6時間以上8時間未満 (1,257単位)</p>							+60単位	
(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))							
(5) 認知症専門ケア加算		<p>(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)</p> <p>(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)</p>							
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)								

注: 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注				注	注	注			
			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又 は 又 は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1(1,017単位) 要介護2(1,081単位) 要介護3(1,145単位) 要介護4(1,209単位) 要介護5(1,273単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1(1,122単位) 要介護2(1,187単位) 要介護3(1,250単位) 要介護4(1,315単位) 要介護5(1,379単位)										
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1>介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1(1,029単位) 要介護2(1,097単位) 要介護3(1,164単位) 要介護4(1,230単位) 要介護5(1,298単位)	×70/100		-12単位						
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1(1,068単位) 要介護2(1,135単位) 要介護3(1,201単位) 要介護4(1,270単位) 要介護5(1,336単位)										
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1>介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1(1,000単位) 要介護2(1,065単位) 要介護3(1,130単位) 要介護4(1,195単位) 要介護5(1,260単位)	×70/100									
b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1(1,040単位) 要介護2(1,105単位) 要介護3(1,171単位) 要介護4(1,236単位) 要介護5(1,300単位)												
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1(919単位) 要介護2(983単位) 要介護3(1,047単位) 要介護4(1,111単位) 要介護5(1,175単位)	×70/100										
b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1(1,024単位) 要介護2(1,089単位) 要介護3(1,153単位) 要介護4(1,217単位) 要介護5(1,280単位)												
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室> 要介護1(860単位) 要介護2(924単位) 要介護3(988単位) 要介護4(1,052単位) 要介護5(1,116単位)	×70/100										
b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室> 要介護1(966単位) 要介護2(1,029単位) 要介護3(1,094単位) 要介護4(1,158単位) 要介護5(1,221単位)												
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1(767単位) 要介護2(830単位) 要介護3(895単位) 要介護4(959単位) 要介護5(1,023単位)	×70/100	×90/100			×90/100					
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1(873単位) 要介護2(936単位) 要介護3(1,000単位) 要介護4(1,065単位) 要介護5(1,128単位)										
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室> 要介護1(1,143単位) 要介護2(1,207単位) 要介護3(1,271単位) 要介護4(1,335単位) 要介護5(1,399単位)										
												b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型個室の多床室> 要介護1(1,143単位) 要介護2(1,207単位) 要介護3(1,271単位) 要介護4(1,335単位) 要介護5(1,399単位)
一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室> 要介護1(1,155単位) 要介護2(1,223単位) 要介護3(1,290単位) 要介護4(1,356単位) 要介護5(1,422単位)										
		b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型個室の多床室> 要介護1(1,155単位) 要介護2(1,223単位) 要介護3(1,290単位) 要介護4(1,356単位) 要介護5(1,422単位)										
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654単位)	×70/100	×90/100								
	(二) 4時間以上6時間未満	(905単位)										
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257単位)										
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(6) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)											
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)											
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 十所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 十所定単位×19/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 十所定単位×10/1000)											
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき 十(三)の90/100)											
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき 十(三)の80/100)											

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目



10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護・介護職員の数に満たない場合	介護職員の数が基準に満たない場合	身体障害者手当未支給の場合	介護保険給付未支給の場合	介護保険給付未支給の場合	個別報酬制未支給の場合	夜間看護費未支給の場合	身体障害者手当未支給の場合	医療機関連携未支給の場合	口腔機能管理未支給の場合	栄養士・管理栄養士未支給の場合	障害者等支援費未支給の場合	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位) 要介護2 (589 単位) 要介護3 (666 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100	-53単位 -60単位 -67単位 -73単位 -80単位	1日につき +35単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別報酬制加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)		
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70/100										1日につき +20単位	訪問介護 -身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 -生活援助 所要時間15分未満の場合 45単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 -通院等乗降介助 1回につき 86単位 他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護別々に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1 (534 単位) 要介護2 (589 単位) 要介護3 (666 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位					

※ 追加・減算調整加算(イ)を算定する場合のみ算定

(1日につき 20単位を加算)

ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
----------------------------	--------------------------------------------------------------------

ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 予定単位数×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 予定単位数×80/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 予定単位数×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3)の80/100)
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 予定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 16,203単位  
要介護2 18,149単位  
要介護3 20,246単位  
要介護4 22,192単位  
要介護5 24,259単位  
※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
車いす 車いす付風呂 特殊寝台 特殊寝台付風呂 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排尿処理器	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (別に指定福祉用具等と異なる費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数) ※各々の用具ごとに算定する(100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定する(100/100を限度))	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定する(100/100を限度))	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定する(100/100を限度))

「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排尿処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,053単位) 要介護3・4・5 (1,368単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (527単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (684単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (316単位)					
			要介護3・4・5 (410単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)					

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。  
※ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。









□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分	注	注	注	注
	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規率に達しない場合	所定のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が不整備である場合	特定処置費は未実施加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	×95/100	×95/100	×97/100	×95/100
(2) ユニットの診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	×70/100	×95/100	×97/100	×95/100
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定			
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他診療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)				
(4) 退院時指導等加算 (※1)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前連携し、情報提供とサービス調整を行った場合			
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)				
(6) 低栄養リスクの改善加算 (※1) (1日につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない			
(7) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない			
(8) 経口維持加算(1月につき) (※1) (1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない			
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合			
(10) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない			
(11) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))				
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)				
(13) 特定診療費 (※1)				
(14) 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)				
(15) 認知症行動・心理状態報告対応加算 (入所後7日以内) 1日につき200単位を加算				
(16) 療養支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)				
(17) サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)				
(18) 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×3/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×3/1000)	注 所定単位数は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計			

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規率に達しない場合には、(※1)を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注				注		注							
			入院患者の数が 院舎の定員を超 える場合	看護・介護職員 の数が基準に 満たない場合	介護支援専門員 の数が基準に 満たない場合	看護職員に 対する定員 超過率	医師の医師 確保計画 を提出した もので、医 師の数が基 準に満たな い医師の員 数が60/100 を超過する 場合	一定の条件を 満たさず 入院患者の 数が基準に 満たない場 合	有働のユニ ットデー ターをユニ ット毎に 配置してい ない等ユニ ット毎に 対する体 制が未整備 である場 合	身体障害者 受入施設						
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	×70/100	×90/100	×95/100		認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>						
		一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <従来型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <従来型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <従来型個室>	×70/100			×70/100	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <従来型個室>					
			一般病院	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) <従来型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) <従来型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) <従来型個室>			×70/100	×70/100	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III) <従来型個室>				
				一般病院	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) <従来型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) <従来型個室>			認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) <従来型個室>	×70/100	×70/100	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV) <従来型個室>			
					一般病院	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) 経過措置型	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) <従来型個室>			認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) <従来型個室>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) <従来型個室>	×70/100	×70/100	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V) <従来型個室>		
	大学病院等					(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>			ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	×70/100	×90/100	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>		
		一般病院				(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>			ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	×70/100	×90/100	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>		
			大学病院等			(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>			ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	×70/100	×90/100	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>		
				一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>			ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	×70/100	×90/100	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>		
					大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>			ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	×70/100	×90/100	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>		
	一般病院					(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>			ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>	×70/100	×90/100	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室の多床室>		
		注 外泊時費用				入院患者に対して自宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定										
		注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われる場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定										
		(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)														
		(5) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中(又は退院)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合											
b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合															
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)	c 退院時情報提供加算 (400単位)	d 退院前連携加算 (500単位)	注 退院前連携加算													
		e 退院後連携加算 (500単位)	注 退院後連携加算													
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																
(7) 低栄養リスク改善加算 (※1) (1月につき 300単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定していない場合は、算定しない。													
(8) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。													
(9) 経口維持加算(1月につき) (※1)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。													
(一) 経口維持加算(I) (400単位)			注 経口維持加算(I)を算定していない場合は、算定しない。													
(二) 経口維持加算(II) (100単位)			注 経口維持加算(II)を算定していない場合は、算定しない。													
(10) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合													
(11) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。													
(12) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))																
(13) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)																
(14) 特定診療費 (※1)																
(15) 診察支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)																
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)イ (1日につき 18単位を加算)	(二) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1日につき 12単位を加算)														
		(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)														
		(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)														
		(五) サービス提供体制強化加算(IV) (1日につき 6単位を加算)														
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 十(10)の90/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までより算定した単位数の合計														
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 十(10)の90/1000)															
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 十(10)の90/1000)															
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき 十(10)の90/100)															
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき 十(10)の90/100)															

※ 一定の条件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合は、(※1)を適用しない。



# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

：平成30年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 845単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1回につき +24単位)					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3)の80/100)					
注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

**【脚注】**  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100



2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (300単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
	(2) 30分未満 (448単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (787単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,080単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (288単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (253単位)	×90/100	深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 30分未満 (379単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (548単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (807単位)										

ハ 初回加算 (1月につき +300単位)
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	+200単位	リハビリテーションプログラム実施加算
	介護老人保健施設の場合							
	介護医療院の場合						1回につき +20単位	

ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位も加算)
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学協会管理料又は特定施設入居指導等医療協会管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)				
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (284単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (280単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)					
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (555単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は常駐介護従事者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)					
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ホ 歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (385単位)					
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)					
ヘ 看護士(看護員)が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 看護士(看護員)が行う場合 ×90/100				
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心神経系疾患患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内 (1月につき +900単位)	減算対象月から6月以内 ×85/100	1月につき +240単位	-376単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								-752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)								-376単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								-752単位
介護医療院の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)	-376単位								
		要支援2 (1月につき 3,615単位)								-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)										
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)										
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)								
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)								
	(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)								
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算) 要支援2 (1月につき 96単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(II)	要支援1 (1月につき 24単位を加算) 要支援2 (1月につき 48単位を加算)								
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×34/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)									

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			出勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の数が基 準を満たない 場合 又は 又は	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットアにお ける体制が未整備 である場合	再生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	生活情報向上 連携加算	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動・ 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合	
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (465 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入 所事業所が行 う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1日につき +200単位 ※ただし、個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 ( 577 単位)												
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 ( 437 単位)												
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 ( 543 単位)												
ロ ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 543 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入 所事業所が行 う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1日につき +200単位 ※ただし、個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 ( 660 単位)												
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 ( 512 単位)												
		(二) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 ( 636 単位)												
ハ 療養費加算 (1日につき 2単位を加算(1日に3回を限度))															
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ホ サービス提供体制強化 加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×80/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の 合計												

「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
		要支援1 ( 578 単位) 要支援2 ( 719 単位)							
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 578 単位)						
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 619 単位)						
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 611 単位)						
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 658 単位)						
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 582 単位)						
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)						
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 582 単位)						
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)						
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 566 単位)						
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>	要支援1 ( 599 単位)						
	(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)	x97/100	x70/100	x70/100		
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 666 単位)					
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】			要支援1 ( 621 単位)						
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】			要支援1 ( 666 単位)						
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)						
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)						
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)						
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)						
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 609 単位)						
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 609 単位)						
注 特別療養費									
注 療養体制維持特別加算		(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)							
		(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)							
(3) 療養食加算		(1日につき 8単位を加算 (1日に3回を限度))							
(4) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算)							
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
(5) 緊急時施設療養費		療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき11単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回5日を限度に、1日につき11単位を算定)							
		(二) 特定治療							
(6) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
(7) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×39/1000)							
		(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×29/1000)							
		(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×16/1000)							
		(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)							
		(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×90/100)							
		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		移動を行う施設の敷地内を有しない場合	所定の取次及び加算者の合計数が人員定数の範囲内にある場合	介護予防施設にない場合	介護職員が標準に定められた職員数の範囲内にある場合	医師の医師歴が標準に定められた医師数の範囲内にある場合	医師の医師歴が標準に定められた医師数の範囲内にある場合	移動のユニットグループをユニット別に配置していない場合	廊下等の設備標準を満たさない場合	医師の配置に一定の実施率を要する基準の達成に達していない場合	移動を行う施設の敷地内を有しない場合	数値目標達成率	利用者に対して定着している場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 523 単位)											
		要支援2 ( 657 単位)											
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 551 単位)											
		要支援2 ( 685 単位)											
	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 ( 541 単位)											
		要支援2 ( 675 単位)											
	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	要支援1 ( 579 単位)											
		要支援2 ( 734 単位)											
	e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	要支援1 ( 612 単位)											
		要支援2 ( 767 単位)											
	f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	要支援1 ( 600 単位)											
		要支援2 ( 755 単位)											
(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 492 単位)											
		要支援2 ( 617 単位)											
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 507 単位)											
		要支援2 ( 632 単位)											
	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 ( 550 単位)											
		要支援2 ( 696 単位)											
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 476 単位)											
		要支援2 ( 594 単位)											
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 534 単位)											
		要支援2 ( 674 単位)											
(4) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 532 単位)											
		要支援2 ( 666 単位)											
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 589 単位)											
		要支援2 ( 744 単位)											
(5) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 532 単位)											
		要支援2 ( 666 単位)											
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 589 単位)											
		要支援2 ( 744 単位)											
	c ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 ( 605 単位)											
		要支援2 ( 762 単位)											
(6) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	要支援1 ( 633 単位)											
		要支援2 ( 790 単位)											
	b ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	要支援1 ( 623 単位)											
		要支援2 ( 780 単位)											
	c ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	要支援1 ( 605 単位)											
		要支援2 ( 762 単位)											
(7) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	d ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	要支援1 ( 633 単位)											
		要支援2 ( 790 単位)											
(8) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	e ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	要支援1 ( 623 単位)											
		要支援2 ( 780 単位)											
(9) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	f ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	要支援1 ( 605 単位)											
		要支援2 ( 762 単位)											
(5) 療養食加算 (1日につき 2単位を加算(1日に3回を標準))													
(6) 認知症専門ケア加算 (1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 3単位を加算)													
(7) 特定診療費													
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)												
	(五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき 6単位を加算)												
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×26/1000)												
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19/1000)												
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10/1000)												
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×10/1000)												
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×10/1000)												

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 変動勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 507 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 ( 637 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)<療養機能強化型A><従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)						
			要支援2 ( 664 単位)						
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)<療養機能強化型B><従来型個室>	要支援1 ( 525 単位)						
			要支援2 ( 655 単位)						
	d.診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)<多床室>	要支援1 ( 564 単位)							
		要支援2 ( 715 単位)							
	e.診療所介護予防短期入所療養介護費(v)<療養機能強化型A><多床室>	要支援1 ( 596 単位)							
		要支援2 ( 747 単位)							
	f.診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)<療養機能強化型B><多床室>	要支援1 ( 585 単位)							
		要支援2 ( 736 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 451 単位)						
			要支援2 ( 563 単位)						
	b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援1 ( 514 単位)							
		要支援2 ( 649 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要支援1 ( 589 単位)	×97/100					
			要支援2 ( 742 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>		要支援1 ( 616 単位)						
			要支援2 ( 769 単位)						
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要支援1 ( 607 単位)						
			要支援2 ( 760 単位)						
	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型個室的多床室>		要支援1 ( 589 単位)						
			要支援2 ( 742 単位)						
	(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>		要支援1 ( 616 単位)						
			要支援2 ( 769 単位)						
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>		要支援1 ( 607 単位)							
		要支援2 ( 760 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)								

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注			
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合			
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(-) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 813 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 919 単位) 要支援2 ( 1,074 単位)								
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>						要支援1 ( 750 単位) 要支援2 ( 919 単位)		
				b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>						要支援1 ( 808 単位) 要支援2 ( 998 単位)		
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 728 単位) 要支援2 ( 892 単位)								
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 786 単位) 要支援2 ( 971 単位)								
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 716 単位) 要支援2 ( 876 単位)	×70/100				-12単位		
				b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 773 単位) 要支援2 ( 955 単位)							
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 656 単位) 要支援2 ( 817 単位)							
				b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 763 単位) 要支援2 ( 918 単位)							
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(-) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>		要支援1 ( 564 単位) 要支援2 ( 725 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
				(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>						要支援1 ( 622 単位) 要支援2 ( 804 単位)		
	(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(-) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 ( 939 単位) 要支援2 ( 1,095 単位)	×70/100	×90/100			×90/100	×97/100	
				b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 939 単位) 要支援2 ( 1,095 単位)							
		一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)		a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>							要支援1 ( 832 単位) 要支援2 ( 1,024 単位)
					b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>							要支援1 ( 832 単位) 要支援2 ( 1,024 単位)
	(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
	(5) 特定診療費											
	(6) サービス提供体制強化加算	(-) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)										
(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)												
(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)												
(7) 介護職員処遇改善加算	(-) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)											
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)											
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)											

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目





8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 150 単位) 要支援2 ( 309 単位)	×70/100	→15単位 →31単位	1月につき +200単位 ※特別 監訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +100単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +10単位 (0.8日1回を 限度)		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70/100									<p>指定訪問介護 1回につき1回毎の訪問介護が必要とされた者 1,021単位 1週に2回毎日の訪問介護が必要とされた者 2,102単位 1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 1(要支援2である者に限る。) 3,334単位 指定通所介護 要支援1 1,482単位 要支援2 3,039単位</p> <p>介護予防訪問系及び介護予防通所サービス 通所の各サービスの基本部分の総単位数の 80/100 (介護予防訪問系及び介護予防通所サービスの選択的サービス (運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加 算が可能)</p> <p>介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額 を限度とする。</p> <p>※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合 事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。</p> <p>※通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合 事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。</p>
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/100) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +30/90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +3)の80/100				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						

※ 限度額 要支援1 5,003単位  
要支援2 10,473単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費 (指指定介護予防福祉用具貸与に要し た費用の額を当該事業所の所在地に適 用される1単位の単価で除して得た単位 数)	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	中山間地域等における小規模事業所 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	次通費に相当する額の事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 1個々の用具ごとに貸与費の 100/100を限度)	次通費に相当する額の2/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を 限度)	次通費に相当する額の1/3に相当する 額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を 限度)

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)


## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分
イ 介護予防支援費(1月につき) (430単位)
ロ 初回加算 (+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

:平成30年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
  - 2 夜間対応型訪問介護費
  - 2-2 地域密着型通所介護費
  - 3 認知症対応型通所介護費
  - 4 小規模多機能型居宅介護費
  - 5 認知症対応型共同生活介護費
  - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
  - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 8 複合型サービス費
  
- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
  - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
  - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,666 単位)	×98/100	-62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以上 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位
		要介護2 ( 10,114 単位)		-111単位							
		要介護3 ( 16,793 単位)		-184単位							
		要介護4 ( 21,242 単位)		-233単位							
		要介護5 ( 25,690 単位)		-281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,267 単位)		-91単位							
		要介護2 ( 12,915 単位)		-141単位							
		要介護3 ( 19,714 単位)		-216単位							
		要介護4 ( 24,302 単位)		-266単位							
		要介護5 ( 29,441 単位)		-322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,666 単位)	-62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以上 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位		
	要介護2 ( 10,114 単位)	-111単位									
	要介護3 ( 16,793 単位)	-184単位									
	要介護4 ( 21,242 単位)	-233単位									
	要介護5 ( 25,690 単位)	-281単位									
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)										
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										

注：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

## 2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同一 建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,009単位)	1月につき 610単位	事業所と同一建 物の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う 場合 ×90/100  事業所と同一建 物の利用者50人 以上にサービスを行 う場合 ×85/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 378単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 576単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 775単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,742単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目



基本部分	介護者1名当たり 介護費を算入する 介護時間	介護者2名当たり 介護費を算入する 介護時間	2時間以上3 時間未満の介護 時間	3時間以上5 時間未満の介護 時間	5時間以上 介護時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間	介護時間 超過時間		
																			介護時間 超過時間	
(1) 認知症対応型 通所介護費(1)	1時間以上 介護時間	介護費1 (130円/単位)																		
		介護費2 (130円/単位)																		
		介護費3 (130円/単位)																		
		介護費4 (130円/単位)																		
		介護費5 (130円/単位)																		
	2時間以上 介護時間	介護費1 (130円/単位)																		
		介護費2 (130円/単位)																		
		介護費3 (130円/単位)																		
		介護費4 (130円/単位)																		
		介護費5 (130円/単位)																		
	(2) 認知症対応型 通所介護費(4)	1時間以上 介護時間	介護費1 (130円/単位)																	
			介護費2 (130円/単位)																	
介護費3 (130円/単位)																				
介護費4 (130円/単位)																				
介護費5 (130円/単位)																				
2時間以上 介護時間		介護費1 (130円/単位)																		
		介護費2 (130円/単位)																		
		介護費3 (130円/単位)																		
		介護費4 (130円/単位)																		
		介護費5 (130円/単位)																		
(3) 介護職員 処遇改善加算 1)		1時間以上 介護時間	介護費1 (130円/単位)																	
			介護費2 (130円/単位)																	
	介護費3 (130円/単位)																			
	介護費4 (130円/単位)																			
	介護費5 (130円/単位)																			
	2時間以上 介護時間	介護費1 (130円/単位)																		
		介護費2 (130円/単位)																		
		介護費3 (130円/単位)																		
		介護費4 (130円/単位)																		
		介護費5 (130円/単位)																		
	(4) 介護職員 処遇改善加算 2)	1時間以上 介護時間	介護費1 (130円/単位)																	
			介護費2 (130円/単位)																	
介護費3 (130円/単位)																				
介護費4 (130円/単位)																				
介護費5 (130円/単位)																				
2時間以上 介護時間		介護費1 (130円/単位)																		
		介護費2 (130円/単位)																		
		介護費3 (130円/単位)																		
		介護費4 (130円/単位)																		
		介護費5 (130円/単位)																		

3,637,100

3,637,100

3,637,100

3,637,100

「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 算定方法は、イからハまでより算定した9単位数の合計



4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
		要介護2 ( 15,167 単位)			
		要介護3 ( 22,062 単位)			
		要介護4 ( 24,350 単位)			
		要介護5 ( 26,849 単位)			
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,298 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	
	要介護2 ( 13,665 単位)				
	要介護3 ( 19,878 単位)				
	要介護4 ( 21,939 単位)				
	要介護5 ( 24,191 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 565 単位)				
	要介護2 ( 632 単位)				
	要介護3 ( 700 単位)				
	要介護4 ( 767 単位)				
	要介護5 ( 832 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)					
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)				
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)					
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)					
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)					
ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))					
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)				注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合 又は 介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束 禁止未実施 減算	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行動・ 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 認知症対応型共同生活 介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 759 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 ( 795 単位)							
		要介護3 ( 818 単位)							
		要介護4 ( 835 単位)							
		要介護5 ( 852 単位)							
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 747 単位)							
		要介護2 ( 782 単位)							
		要介護3 ( 806 単位)							
		要介護4 ( 822 単位)							
		要介護5 ( 838 単位)							
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 787 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 ( 823 単位)							
		要介護3 ( 847 単位)							
		要介護4 ( 863 単位)							
		要介護5 ( 880 単位)							
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 775 単位)							
		要介護2 ( 811 単位)							
		要介護3 ( 835 単位)							
		要介護4 ( 851 単位)							
		要介護5 ( 867 単位)							
注 入院時費用			利用者が必要又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定						
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)								
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)								
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)								
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)								
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)								
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)									
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた 歯科衛生士が、介護職員に対する 口腔ケアに係る技術的助言及び指 導を月1回以上行っている場合						
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヌ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)								
注 所定単位は、イからヌまでにより算定し た単位数の合計									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に達し ない場合	注 身体拘束禁止未 実施減算	注 入居継続支援 加算	注 生活機能向上運 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 採糞スクリーニン グ加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 534 単位) 要介護2 ( 599 単位) 要介護3 ( 668 単位) 要介護4 ( 732 単位) 要介護5 ( 800 単位)	×70/100	-23単位 -60単位 -67単位 -73単位 -80単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 ( 534 単位) 要介護2 ( 599 単位) 要介護3 ( 668 単位) 要介護4 ( 732 単位) 要介護5 ( 800 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
ハ 退院・送付連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×82/100)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×60/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×33/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の80/100)										
注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計											

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅰ) (1日につき1単位を算定) ※従来型相当	要介護1 ( 360 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	11歳未満児童等 要介護1 (1)	+12単位	+23単位	+41単位	+56単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位		
		要介護2 ( 634 単位)						11歳未満児童等 要介護2 (2)													
		要介護3 ( 704 単位)						11歳未満児童等 要介護3 (3)													
		要介護4 ( 774 単位)						11歳未満児童等 要介護4 (4)													
		要介護5 ( 844 単位)						11歳未満児童等 要介護5 (5)													
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅱ) (1日につき1単位を算定) ※従来型相当	要介護1 ( 360 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	11歳未満児童等 要介護1 (1)	+12単位	+23単位	+41単位	+56単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位	
		要介護2 ( 634 単位)							11歳未満児童等 要介護2 (2)												
		要介護3 ( 704 単位)							11歳未満児童等 要介護3 (3)												
		要介護4 ( 774 単位)							11歳未満児童等 要介護4 (4)												
		要介護5 ( 844 単位)							11歳未満児童等 要介護5 (5)												
ロ ユニクス型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) ユニクス型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅰ) (1日につき1単位を算定) ※ユニクス型相当	要介護1 ( 364 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	+12単位	+23単位	+46単位	+61単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位			
		要介護2 ( 712 単位)																	11歳未満児童等 要介護2 (2)		
		要介護3 ( 789 単位)																	11歳未満児童等 要介護3 (3)		
		要介護4 ( 864 単位)																	11歳未満児童等 要介護4 (4)		
		要介護5 ( 932 単位)																	11歳未満児童等 要介護5 (5)		
	(2) ユニクス型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅱ) (1日につき1単位を算定) ※ユニクス型相当	要介護1 ( 364 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	+12単位	+23単位	+46単位	+61単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位		
		要介護2 ( 712 単位)																		11歳未満児童等 要介護2 (2)	
		要介護3 ( 789 単位)																		11歳未満児童等 要介護3 (3)	
		要介護4 ( 864 単位)																		11歳未満児童等 要介護4 (4)	
		要介護5 ( 932 単位)																		11歳未満児童等 要介護5 (5)	
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅰ) (1日につき1単位を算定) ※従来型相当	要介護1 ( 360 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	+12単位	+23単位	+13単位	+16単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位		
		要介護2 ( 724 単位)																		11歳未満児童等 要介護2 (2)	
		要介護3 ( 784 単位)																		11歳未満児童等 要介護3 (3)	
		要介護4 ( 859 単位)																		11歳未満児童等 要介護4 (4)	
		要介護5 ( 923 単位)																		11歳未満児童等 要介護5 (5)	
	(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅱ) (1日につき1単位を算定) ※従来型相当	要介護1 ( 360 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	+12単位	+23単位	+13単位	+16単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位	
		要介護2 ( 724 単位)																			11歳未満児童等 要介護2 (2)
		要介護3 ( 784 単位)																			11歳未満児童等 要介護3 (3)
		要介護4 ( 859 単位)																			11歳未満児童等 要介護4 (4)
		要介護5 ( 923 単位)																			11歳未満児童等 要介護5 (5)
ニ ユニクス型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) ユニクス型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅰ) (1日につき1単位を算定) ※ユニクス型相当	要介護1 ( 720 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	+4単位	+8単位	+18単位	+21単位	+18単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位			
		要介護2 ( 795 単位)																	11歳未満児童等 要介護2 (2)		
		要介護3 ( 866 単位)																	11歳未満児童等 要介護3 (3)		
		要介護4 ( 941 単位)																	11歳未満児童等 要介護4 (4)		
		要介護5 ( 995 単位)																	11歳未満児童等 要介護5 (5)		
	(2) ユニクス型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(Ⅱ) (1日につき1単位を算定) ※ユニクス型相当	要介護1 ( 720 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	+4単位	+8単位	+18単位	+21単位	+18単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位		
		要介護2 ( 795 単位)																		11歳未満児童等 要介護2 (2)	
		要介護3 ( 866 単位)																		11歳未満児童等 要介護3 (3)	
		要介護4 ( 941 単位)																		11歳未満児童等 要介護4 (4)	
		要介護5 ( 995 単位)																		11歳未満児童等 要介護5 (5)	

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注			
		登録者数が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (17,268単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (24,274単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (27,531単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (31,141単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (15,558単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (21,871単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (24,805単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (28,058単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565単位)									
	要介護2 (632単位)									
	要介護3 (700単位)									
	要介護4 (767単位)									
	要介護5 (832単位)									

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定) (1) 認知症加算(I) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(II) (1月につき 500単位を加算)

ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)

ロ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))

ド 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600単位を加算)

テ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 574単位を加算)

リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定) (1) 特別管理加算(I) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(II) (1月につき 250単位を加算)

ヌ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,000単位を加算)

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

ル 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1) 看護体制強化加算(I) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(II) (1月につき 2,500単位を加算)

レ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

ロ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

カ サービス提供体制強化加算 (1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1月につき 640単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1月につき 500単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(II)イ (1月につき 21単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II)ロ (1日につき 16単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II)ハ (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 12単位を加算)

コ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×41/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)×90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)×80/100)

注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		利用者の認知症判定を記入する場合は、	介護-介護職員が長数を基準に算定しない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	3時間以上5時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	5時間以上7時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	9時間以上11時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	11時間以上13時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	13時間以上15時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	15時間以上17時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	17時間以上19時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	19時間以上21時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(1)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (標準型)	3時間以上4時間未満	要支援1 ( 471 単位)	×70/100	×70/100	+63/100	19時間以上21時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	20時間以上22時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	21時間以上23時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	22時間以上24時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	23時間以上25時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	24時間以上26時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	25時間以上27時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位
		4時間以上5時間未満	要支援2 ( 521 単位)										
		5時間以上6時間未満	要支援1 ( 493 単位)										
		6時間以上7時間未満	要支援2 ( 546 単位)										
		7時間以上8時間未満	要支援1 ( 705 単位)										
		8時間以上9時間未満	要支援2 ( 821 単位)										
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(1) (回診型)	3時間以上4時間未満	要支援1 ( 754 単位)										
		4時間以上5時間未満	要支援2 ( 842 単位)										
		5時間以上6時間未満	要支援1 ( 852 単位)										
		6時間以上7時間未満	要支援2 ( 952 単位)										
		7時間以上8時間未満	要支援1 ( 879 単位)										
		8時間以上9時間未満	要支援2 ( 952 単位)										
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(2)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(2) (標準型)	3時間以上4時間未満	要支援1 ( 425 単位)	×70/100	×70/100	+63/100	19時間以上21時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	20時間以上22時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	21時間以上23時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	22時間以上24時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	23時間以上25時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	24時間以上26時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	25時間以上27時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位
		4時間以上5時間未満	要支援2 ( 472 単位)										
		5時間以上6時間未満	要支援1 ( 445 単位)										
		6時間以上7時間未満	要支援2 ( 494 単位)										
		7時間以上8時間未満	要支援1 ( 661 単位)										
		8時間以上9時間未満	要支援2 ( 737 単位)										
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(2) (回診型)	3時間以上4時間未満	要支援1 ( 678 単位)										
		4時間以上5時間未満	要支援2 ( 766 単位)										
		5時間以上6時間未満	要支援1 ( 766 単位)										
		6時間以上7時間未満	要支援2 ( 855 単位)										
		7時間以上8時間未満	要支援1 ( 791 単位)										
		8時間以上9時間未満	要支援2 ( 852 単位)										
ハ サービス提供体制強化加算(1)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 ( 245 単位)	×63/100	×63/100	19時間以上21時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	20時間以上22時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	21時間以上23時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	22時間以上24時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	23時間以上25時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	24時間以上26時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	25時間以上27時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	26時間以上28時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位	27時間以上29時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合 +50単位
		要支援2 ( 259 単位)											
	(2) 4時間以上5時間未満	要支援1 ( 257 単位)											
		要支援2 ( 271 単位)											
	(3) 5時間以上6時間未満	要支援1 ( 409 単位)											
		要支援2 ( 432 単位)											
	(4) 6時間以上7時間未満	要支援1 ( 420 単位)											
		要支援2 ( 443 単位)											
	(5) 7時間以上8時間未満	要支援1 ( 490 単位)											
		要支援2 ( 508 単位)											
	(6) 8時間以上9時間未満	要支援1 ( 499 単位)											
		要支援2 ( 524 単位)											
(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1)月に1回、2単位を1加算 (2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1)月に1回、2単位を1加算 (3) サービス提供体制強化加算(1)ハ (1)月に1回、2単位を1加算		注定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計 注：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目											
(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1)月に1回、+所定単位×104/1000 (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1)月に1回、+所定単位×76/1000 (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1)月に1回、+所定単位×42/1000 (4) 介護職員処遇改善加算(4) (1)月に1回、+所定単位×100 (5) 介護職員処遇改善加算(5) (1)月に1回、+所定単位×50/1000													

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,403 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
		要支援2 ( 6,877 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,066 単位)	×70/100	×70/100	+5/100
		要支援2 ( 6,196 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 419 単位)			
		要支援2 ( 524 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)				
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注						
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	身体拘束禁止未実施減算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算						
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき +50単位		1日につき +25単位	1日につき +120単位						
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 743 単位)														
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 783 単位)											1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 771 単位)												1日につき +25単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定													
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)													
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))													
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)														
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)														
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)													
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)													
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))													
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)														
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)														
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イから)までにより算定した単位数の合計													
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)														
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)														
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)														
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)														

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その 他 該 当 す る 体 制 等								割引						
各サービス共通			地域区分	1 4	1 6	2 9	2 7	3 5	3 その他	2 4	4 3	5 5	級地				
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1	定期巡回の指定を受けていない									1 なし 2 あり			
				2	定期巡回の指定を受けている												
				3	定期巡回の整備計画がある												
			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり										
			特定事業所加算	1	なし	2	加算Ⅰ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ	5	加算Ⅳ				
			共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	1	なし	2	あり										
			共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所）	1	なし	2	あり										
			特別地域加算	1	なし	2	あり										
12 訪問入浴介護			特別地域加算	1	なし	2	あり								1 なし 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当										
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当										
			サービス提供体制強化加算	1	なし	3	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ								
			介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算Ⅴ	6 加算Ⅰ	5 加算Ⅱ	2 加算Ⅲ	3 加算Ⅳ								
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応サービス連携		特別地域加算	1	なし	2	あり										
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当										
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当										
			緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり										
			特別管理体制	1	対応不可	2	対応可										
			ターミナルケア体制	1	なし	2	あり										
			看護体制強化加算	1	なし	3	加算Ⅰ	2	加算Ⅱ								
サービス提供体制強化加算	1	なし	2	イ及びロの場合	3	ハの場合											

14	訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院	特別地域加算	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ	
			社会参加支援加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	
31	居宅療養管理指導		特別地域加算	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
			共生型サービスの提供（生活介護事業所）	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供（自立訓練事業所）	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供（児童発達支援事業所）	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所）	1 なし 2 あり	
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
			入浴介助体制	1 なし 2 あり	
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり	
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
			ADL維持等加算	1 なし 2 あり	
			認知症加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

16	通所リハビリテーション	<p>4 通常規模の事業所(病院・診療所)</p> <p>7 通常規模の事業所(介護老人保健施設)</p> <p>A 通常規模の事業所(介護医療院)</p> <p>5 大規模の事業所(I)(病院・診療所)</p> <p>8 大規模の事業所(I)(介護老人保健施設)</p> <p>B 大規模の事業所(I)(介護医療院)</p> <p>6 大規模の事業所(II)(病院・診療所)</p> <p>9 大規模の事業所(II)(介護老人保健施設)</p> <p>C 大規模の事業所(II)(介護医療院)</p>	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			リハビリテーション提供体制加算	1 なし 2 あり
			入浴介助体制	1 なし 2 あり
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ
			短期集中個別リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり
			認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
			社会参加支援加算	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			

21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし 2 あり	
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			看護体制加算Ⅰ又はⅢ	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ	
			看護体制加算Ⅱ又はⅣ	1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ	
			医療連携強化加算	1 なし 2 あり	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	
			介護ロボットの導入	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			サービス提供体制強化加算（空床型）	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり <b>在宅復帰・在宅療養支援機能加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</b> 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり <b>認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</b> サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり リハビリテーション提供体制 1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 特別療養費加算項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 <b>療養体制維持特別加算Ⅰ 1 なし 2 あり</b> <b>療養体制維持特別加算Ⅱ 1 なし 2 あり</b> 療養食加算 1 なし 2 あり <b>認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</b> サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

22	短期入所療養介護	9 介護老人保健施設（Ⅳ） A ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり
			認知症ケア加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ

23	短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ
		6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ

23	短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ



23	短期入所療養介護	2 診療所型	1 I型(療養機能強化型以外) 3 I型(療養機能強化型A) 4 I型(療養機能強化型B) 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型
				食堂の有無	1 基準型 2 減算型
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ
	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			設備基準	1 基準型 2 減算型	
			食堂の有無	1 基準型 2 減算型	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			
	3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
送迎体制			1 対応不可 2 対応可		
療養食加算			1 なし 2 あり		
リハビリテーション提供体制			1 精神科作業療法 2 その他		
サービス提供体制強化加算			1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
介護職員処遇改善加算			1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		

2A	短期入所療養介護	1 I型介護医療院	1 I型(I) 2 I型(II) 3 I型(III)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
				療養環境基準(廊下)	1 基準型 2 減算型
				療養環境基準(療養室)	1 基準型 2 減算型
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算I 3 加算II
				重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算I 3 加算II
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
	リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			
	サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III			
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V			
	2 II型介護医療院	1 II型(I) 2 II型(II) 3 II型(III)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
			療養環境基準(廊下)	1 基準型 2 減算型	
			療養環境基準(療養室)	1 基準型 2 減算型	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
認知症専門ケア加算			1 なし 2 加算I 3 加算II		
重度認知症疾患療養体制加算			1 なし 2 加算I 3 加算II		
特別診療費項目			1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法		
リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他				
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III				
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V				

2A 短期入所療養介護	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			重度認知症患者療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
	4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
重度認知症患者療養体制加算			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法			
リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			

2A 短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
	サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
	6 ユニット型特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
送迎体制			1 対応不可 2 対応可	
療養食加算			1 なし 2 あり	
認知症専門ケア加算			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
重度認知症疾患療養体制加算			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			

33	特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 3 養護老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型） 7 養護老人ホーム（混合型）	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 身体拘束廃止取組の有無 1 なし 2 あり 人居継続支援加算 1 なし 2 あり 生活機能向上連携加算 1 なし 2 あり 個別機能訓練体制 1 なし 2 あり 夜間看護体制 1 対応不可 2 対応可 若年性認知症入居者受入加算 1 なし 2 あり 看取り介護加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
27	特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム（介護専用型） 2 軽費老人ホーム（介護専用型） 5 有料老人ホーム（混合型） 6 軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 夜間看護体制 1 対応不可 2 対応可 若年性認知症入居者受入加算 1 なし 2 あり サービス提供体制強化加算 1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
17	福祉用具貸与			特別地域加算 1 なし 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 1 非該当 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） 1 非該当 2 該当	
43	居宅介護支援			特別地域加算 1 なし 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 1 非該当 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） 1 非該当 2 該当 特定事業所集中減算 1 なし 2 あり 特定事業所加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 特定事業所加算Ⅳ 1 なし 2 あり ターミナルケアマネジメント加算 1 なし 2 あり	

51	介護福祉施設サービス	1 介護福祉施設 2 経過的小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型経過的小規模介護福祉施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
			看護体制加算Ⅰ	1 なし 2 あり	
			看護体制加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
			夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	
			介護ロボットの導入	1 なし 2 あり	
			準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
			常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
			精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
			障害者生活支援体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			配置医師緊急時対応加算	1 なし 2 あり	
			看取り介護体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				

52	介護保健施設サービス	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				

52	介護保健施設サービス	5 介護保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7 介護保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護保健施設（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算Ⅰ 療養体制維持特別加算Ⅱ 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		9 介護保健施設（Ⅳ） A ユニット型介護保健施設（Ⅳ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症入所者受入加算 ターミナルケア体制 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	



53	介護療養施設サービス	1	病院療養型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 <b>入院患者に関する基準</b> 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 <b>1 基準型 2 減算型</b> 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ
		6	ユニット型病院療養型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 <b>入院患者に関する基準</b> ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 <b>1 基準型 2 減算型</b> 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
				入院患者に関する基準	1 基準型 2 減算型
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				療養食加算	1 なし 2 あり
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				

53 介護療養施設サービス	2 診療所型	1 I型（療養機能強化型以外） 3 I型（療養機能強化型A） 4 I型（療養機能強化型B） 2 II型	<b>入院患者に関する基準</b> 身体拘束廃止取組の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	<b>1 基準型 2 減算型</b> 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 Iイ 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V
	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	<b>入院患者に関する基準</b> ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	<b>1 基準型 2 減算型</b> 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 Iイ 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V
	3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況 <b>入院患者に関する基準</b> ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	<b>1 基準型 2 減算型</b> 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算 Iイ 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V

55	介護医療院サービス	1	I型介護医療院	1 I型(I) 2 I型(II) 3 I型(III)	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員 身体拘束廃止取組の有無 1 なし 2 あり 療養環境基準(廊下) 1 基準型 2 減算型 療養環境基準(療養室) 1 基準型 2 減算型 若年性認知症入所者受入加算 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 療養食加算 1 なし 2 あり 特別診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 認知症短期集中リハビリテーション加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 重度認知症疾患療養体制加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 移行定着支援加算 1 なし 2 あり サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V
		2	II型介護医療院	1 II型(I) 2 II型(II) 3 II型(III)	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員 身体拘束廃止取組の有無 1 なし 2 あり 療養環境基準(廊下) 1 基準型 2 減算型 療養環境基準(療養室) 1 基準型 2 減算型 若年性認知症入所者受入加算 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 療養食加算 1 なし 2 あり 特別診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 認知症短期集中リハビリテーション加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 重度認知症疾患療養体制加算 1 なし 2 加算I 3 加算II 移行定着支援加算 1 なし 2 あり サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V

55 介護医療院サービス	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
			療養食加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ
	4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
			療養食加算	1 なし 2 あり
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			
認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり			
認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ			
重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ			
移行定着支援加算	1 なし 2 あり			
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			

55 介護医療院サービス	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
			若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
			療養食加算	1 なし 2 あり
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
			リハビリテーション提供体制	2 理学療法1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
			認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
			移行定着支援加算	1 なし 2 あり
	サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
	6 ユニット型特別介護医療院	1 Ⅰ型 2 Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
身体拘束廃止取組の有無			1 なし 2 あり	
療養環境基準（廊下）			1 基準型 2 減算型	
療養環境基準（療養室）			1 基準型 2 減算型	
若年性認知症入所者受入加算			1 なし 2 あり	
栄養マネジメント体制			1 なし 2 あり	
療養食加算			1 なし 2 あり	
認知症専門ケア加算			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
重度認知症疾患療養体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ			
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号											
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等									
各サービス共通			地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地	3 5級地				
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある								
			サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり								
			共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	1 なし 2 あり								
			共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所）	1 なし 2 あり								
			特別地域加算	1 なし 2 あり								
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当								
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当								
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス連携		特別地域加算	1 なし 2 あり								
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当								
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当								
14 訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算	1 なし 2 あり								
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当								
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当								
			短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり								
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ								
			社会参加支援加算	1 なし 2 あり								

15	通所介護	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ）	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			共生型サービスの提供 （生活介護事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （自立訓練事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （児童発達支援事業所）	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 （放課後等デイサービス事業所）	1 なし 2 あり
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり
			入浴介助体制	1 なし 2 あり
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算	1 なし 2 あり
			認知症加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
口腔機能向上体制	1 なし 2 あり			

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。



(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス)

事業所番号																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等										割引							
各サービス共通				地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3	5級地							
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1	なし	2	あり							1	なし	2	あり			
				中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	1	非該当	2	該当													
				中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	1	非該当	2	該当													
				サービス提供体制強化加算	1	なし	3	加算Iイ	2	加算Iロ											
				介護職員処遇改善加算	1 4	なし 加算V	6	加算I	5	加算II	2	加算III	3	加算IV							
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1	なし	2	あり													
				中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	1	非該当	2	該当													
				中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)	1	非該当	2	該当													
				緊急時介護予防訪問看護加算	1	なし	2	あり													
				特別管理体制	1	対応不可	2	対応可													
				看護体制強化加算	1	なし	2	あり													
				サービス提供体制強化加算	1	なし	2	あり													

64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院	特別地域加算	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 あり
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			事業所評価加算	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり
34	介護予防居宅療養管理指導		特別地域加算	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当
66	介護予防通所リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 あり
			生活行為向上リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			運動器機能向上体制	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
			選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			

24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	1 なし 2 あり	
				生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算(空床型)	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設(Ⅰ) 2 ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)	1 基本型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

25	介護予防短期入所療養介護	5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算Ⅰ 療養体制維持特別加算Ⅱ 療養食加算 認知症専門ケア加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
		9 介護老人保健施設（Ⅳ） A ユニット型介護老人保健施設（Ⅳ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型（療養機能強化型以外） 5 I型（療養機能強化型A） 6 I型（療養機能強化型B） 3 II型（療養機能強化型以外） 7 II型（療養機能強化型） 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				

26	介護予防短期入所療養介護	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 療養環境基準 1 基準型 2 減算型 医師の配置基準 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり <b>認知症専門ケア加算</b> 1 なし 2 加算I 3 加算II 特定診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V	
		A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 療養環境基準 1 基準型 2 減算型 医師の配置基準 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 若年性認知症利用者受入加算 1 なし 2 あり 送迎体制 1 対応不可 2 対応可 療養食加算 1 なし 2 あり <b>認知症専門ケア加算</b> 1 なし 2 加算I 3 加算II 特定診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III 介護職員処遇改善加算 1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V	

26	介護予防短期入所療養介護	2 診療所型	1 I型(療養機能強化型以外) 3 I型(療養機能強化型A) 4 I型(療養機能強化型B) 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型		
				食堂の有無	1 基準型 2 減算型		
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり		
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
				療養食加算	1 なし 2 あり		
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法		
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ		
				7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
						設備基準	1 基準型 2 減算型
	食堂の有無	1 基準型 2 減算型					
	若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり					
	送迎体制	1 対応不可 2 対応可					
	療養食加算	1 なし 2 あり					
	認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ					
	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法					
	リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他					
	サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員				
		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
		送迎体制	1 対応不可 2 対応可				
		療養食加算	1 なし 2 あり				
		リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他				
		サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
		介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				

2B	介護予防短期入所療養介護	1 I型介護医療院	1 I型 (I) 2 I型 (II) 3 I型 (III)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
				療養環境基準 (廊下)	1 基準型 2 減算型
				療養環境基準 (療養室)	1 基準型 2 減算型
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算I 3 加算II
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
	サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III			
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V			
	2 II型介護医療院	1 II型 (I) 2 II型 (II) 3 II型 (III)	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型I 3 加算型II 7 加算型III 5 加算型IV 6 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
			療養環境基準 (廊下)	1 基準型 2 減算型	
			療養環境基準 (療養室)	1 基準型 2 減算型	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算I 3 加算II	
特別診療費項目			1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法		
リハビリテーション提供体制			2 理学療法I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Iイ 2 加算Iロ 3 加算II 4 加算III				
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算I 5 加算II 2 加算III 3 加算IV 4 加算V				



2B	介護予防短期入所療養介護	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ
	4 ユニット型Ⅰ型介護医療院	1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養食加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他				
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				

2B	介護予防短期入所療養介護	5 ユニット型Ⅱ型介護医療院		夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型
				療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				療養食加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				特別診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
	リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他			
	サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ			
	介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ			
	6 ユニット型特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型	
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員	
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
			療養環境基準（廊下）	1 基準型 2 減算型	
			療養環境基準（療養室）	1 基準型 2 減算型	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
療養食加算			1 なし 2 あり		
認知症専門ケア加算			1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ		
サービス提供体制強化加算			1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ		
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				

35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1 なし 2 あり	/
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等								
各サービス共通				地域区分	1	1 級地	6 2 級地	7 3 級地	2 4 級地	3 5 級地		
				4 6 級地	9	7 級地	5	その他				
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし	2 あり						
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当						
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当						
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算	1 なし	2 あり						
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当						
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当						
				リハビリテーションマネジメント加算	1 なし	2 あり						
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし	2 あり						
				事業所評価加算	1 なし	2 あり						

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		その他該当する体制等										割引										
各サービス共通						地域区分	1 4	1級地 6級地	6 9	2級地 7級地	7 5	3級地 その他	2	4級地	3	5級地	1 なし 2 あり									
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 一体型 2 連携型				特別地域加算	1	なし	2	あり																
						中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当																
						中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当																
						緊急時訪問看護加算	1	なし	2	あり																
						特別管理体制	1	対応不可	2	対応可																
						ターミナルケア体制	1	なし	2	あり																
						総合マネジメント体制強化加算	1	なし	2	あり																
						サービス提供体制強化加算	1	なし	5	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	3	加算Ⅱ	4	加算Ⅲ										
介護職員処遇改善加算	1 4	なし	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ	4	加算Ⅴ														
71	夜間対応型訪問介護	1 I型 2 II型				24時間通報対応加算	1	対応不可	2	対応可																
						サービス提供体制強化加算	1	なし	4	加算Ⅰイ	2	加算Ⅰロ	5	加算Ⅱイ	3	加算Ⅱロ										
						介護職員処遇改善加算	1 4	なし	6	加算Ⅰ	5	加算Ⅱ	2	加算Ⅲ	3	加算Ⅳ	4	加算Ⅴ								

78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所 2 療養通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
			共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	1 なし 2 あり	
			共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	1 なし 2 あり	
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり	
			入浴介助体制	1 なし 2 あり	
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり	
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり	
			ADL維持等加算	1 なし 2 あり	
			認知症加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
			個別送迎体制強化加算	1 なし 2 あり	
			入浴介助体制強化加算	1 なし 2 あり	
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ				
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
			入浴介助体制	1 なし 2 あり	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				看取り連携体制加算	1 なし 2 あり	
				訪問体制強化加算	1 なし 2 あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
32	認知症対応型共同生活介護	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				利用者の入院期間中の体制	1 対応不可 2 対応可	
				看取り介護加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				医療連携体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					

36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム 7 サテライト型養護老人ホーム	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
			身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
			入居継続支援加算	1 なし 2 あり	
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
			夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
			若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
			看取り介護加算	1 なし 2 あり	
			認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
			夜間看護体制	1 対応不可 2 対応可	
			若年性認知症入居者受入加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	



54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1 地域密着型介護老人福祉施設 2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 4 サテライト型ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設	1 経過的 施設以外 2 経過的 施設	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				日常生活継続支援加算	1 なし 2 あり	
				看護体制加算Ⅰ	1 なし 2 あり	
				看護体制加算Ⅱ	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ	
				介護ロボットの導入	1 なし 2 あり	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				配置医師緊急時対応加算	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				在宅・入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				小規模拠点集集体制	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				褥瘡マネジメント加算	1 なし 2 あり	
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					

77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 訪問看護体制減算 サテライト体制 若年性認知症利用者受入加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 入浴介助体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり

37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				利用者の入院期間中の体制	1 対応不可 2 対応可	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ					
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護（短期利用 型）	1 I型 2 II型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 介護従業者	
				夜間支援体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	



78	地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (児童発達支援事業所)	1 なし 2 あり
			共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	1 なし 2 あり
			生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり
			入浴介助体制	1 なし 2 あり
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
			ADL維持等加算	1 なし 2 あり
			認知症加算	1 なし 2 あり
若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり			
栄養改善体制	1 なし 2 あり			
口腔機能向上体制	1 なし 2 あり			
72	認知症対応型通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
			入浴介助体制	1 なし 2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			栄養改善体制	1 なし 2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
			看護職員配置加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
			看取り連携体制加算	1 なし 2 あり
			訪問体制強化加算	1 なし 2 あり
総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 あり			
68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員

77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 訪問看護体制減算 サテライト体制 若年性認知症利用者受入加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 入浴介助体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。